

「医療法施行規則第七条の二第二項第三号における「病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」を定める要綱」において規定する、病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務の具体的な要件は以下の表のとおり。

経験する必要のある業務	具体的な要件
臨床研修または専門研修の指導医経験	以下いずれかの施設における<u>指導医経験</u>※を有していること。 ・府内臨床研修施設（基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院又は協力施設） ・府内専門研修施設（専門研修基幹施設又は連携施設） ※指導医要件を満たし、常勤医として勤務しているものの、指導対象となる医師（研修医・専攻医）がいない場合は、経験としてカウントしない。
同一系列法人以外の病院又は診療所に派遣され診療業務に従事した経験	病院間や病院診療所間において、同一法人以外の医療機関へ<u>常勤医</u>として派遣され※、派遣先医療機関において、<u>診療業務に従事した経験</u>を有していること。 ※「派遣」の定義については以下のとおりとする。 （1）大学医局から関連病院への医局人事による派遣 （2）医療機関間での合意形成に基づく派遣 （3）専門研修における連携施設での研修
診療部長や診療科長としての診療科の運営及び診療体制の調整に関する経験	<u>病院</u>における診療部長または診療科長として、診療科の運営及び診療体制の調整に関する経験を有していること。
病院における医療安全管理者としての経験	<u>病院</u>における医療安全管理者としての経験を有していること。